

特定震災特例経営強化指導計画の
履行状況報告書
【相双五城信用組合】



平成26年12月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに

1. 経営指導の進捗状況 1
(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	
(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導	
2. 経営指導体制の強化の進捗状況 6
3. 経営指導のための施策の進捗状況 6
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	

【はじめに】

当会では、相双五城信用組合（平成 25 年 11 月 25 日、相双信用組合、五城信用組合の対等合併により誕生）が、東日本大震災により深刻な打撃を受けた相馬市をはじめ、南相馬市、いわき市、相馬郡、双葉郡などの被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、相双五城信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

当会といたしましては、こうした資本増強により、相双五城信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、相双五城信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行っていくこととしております。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、月次でヒアリングを実施するなど、相双五城信用組合が金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき策定した特定震災特例経営強化計画(以下「経営強化計画」という。)に掲げた各施策の実施状況及び実績を把握するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

具体的には、理事長をはじめとする経営陣及び各施策の統括管理を行う経営改善支援委員会のメンバーを対象としたヒアリングを実施し(平成26年11月末までに35回実施)、経営強化計画の「進捗管理表」等の各種資料に基づき同計画の実施状況を確認するとともに、当該実施状況を踏まえた課題や問題点の把握に努めております。

① 相談機能の強化等に関する方策への指導

相双五城信用組合では、被災されたお取引先からの相談等に適切に対応するために、平成24年5月まで夜間融資相談会、同年6月以降は休日融資相談会を開催しているほか、営業エリア外である会津若松市、二本松市、いわき市に相談所を設置するなど、相談機能の強化を図り、適切かつ迅速な相談対応を行っております。

また、平成24年10月に、相馬市西部に「相馬西支店」を開設したほか、当信用組合の営業エリアから避難された方々が多く居住する、いわき市において平成25年3月に相談所を支店に昇格させ、金融サービスの向上に努めております。

さらに、宮城県亘理町に支店を開設(平成25年7月)したほか、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合と、平成25年11月25日に対等合併し、大河原支店、岩沼支店、蔵王支店が新たに加わったことで、これまで以上に被災されたお取引先の安定かつ円滑な資金供給を図ることとしております。

また、上記の月次ヒアリングにより、各種相談の受付状況及び相談への対応状況などを確認し、こうした相談機能の充実状況や積極的な取組みが継続されているかについて、融資相談会の開催や相談所等での相談受付状況及び相談への対応状況等の検証を実施しております。

相談所(いわき支店を含む)での相談件数は、平成26年11月末現在、延べ2,539件に達し、受付けた相談を含む震災後の条件変更実績は、

平成 26 年 11 月末現在、事業性資金について 316 件 9,718 百万円、住宅資金については 129 件 1,550 百万円となっております。

これらのことから、相談機能の強化等にかかる諸施策については、着実に取組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

② 震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体等への支援に関する方策への指導

相双五城信用組合では、被災地のお取引先からの資金ニーズの把握に努め、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、新商品の開発に継続して取り組んでおります。また、当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して推進しており、格付に基づき信用枠を設けるなど、担保又は保証に依存しない融資を実践しております。加えて、地方公共団体の資金需要に積極的かつ十分に応えるとともに、各種復興事業に参加する民間企業への信用供与を通じ、円滑な資金供給を行うこととしております。

【事業者向けローン】（平成 26 年 11 月末現在）

・ S Sサポートプラスワン	：	110 件	258 百万円
・ 事業者カードローン	：	27 件	31 百万円
・ ふくしま復興特別資金	：	49 件	736 百万円
・ そうごしんくみ復興特別資金	：	112 件	3,164 百万円
・ そうごしんくみ復興アパートローン	：	202 件	10,908 百万円

地方公共団体の資金需要につきましては、平成 24 年度 3 件 21 百万円、平成 25 年度 12 件 726 百万円、平成 26 年度 4 件 603 百万円の資金調達に応じたほか、各種復興事業に参加する民間企業への円滑な資金供与を行っております。

また、被災者への生活支援融資として、顧客情報に合わせた柔軟なプロパー型消費者ローン「ナイスローン I・II」を平成 26 年 8 月 1 日より取扱開始し、無担保・無保証会社により顧客状況に照らした金利設定（低利）を図っております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、被災者向け商品の取扱状況や地方公共団体等の外部機関との連携状況等を確認し、地域の復興のための信用供与にかかる取組みについて検証しております。

震災復興に向けた新商品の提供や外部機関との連携強化による諸施策については、着実に取組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

相双五城信用組合では、被災したお取引先の事業再生に資するため、定量面に加え、経営者の意欲等の定性面の実態把握により、早期の事業再生に向けた取組方針を策定する態勢を構築するほか、顧問契約を結んでいる中小企業診断士(平成26年度支援先25先)や、福島県産業振興センターの専門家派遣事業の専門家(同3先)、よろず支援拠点コーディネーター(同1先)を派遣して国、県の補助金や、融資の申請手続き支援のほか、経営改善計画書の作成支援を実施しております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、お取引先の事業再生・事業承継に向けた支援の状況把握を行うとともに、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組みを適切にサポートすべく、平成24年11月に、一般財団法人全国信用組合中央協会(以下、「全信中協」という)との共催により、(独)中小企業基盤整備機構の職員を講師とした会員組合担当者向けの「東北地区事業承継研修会」を開催しており、当信用組合もこれに2名が参加しております。

また、平成25年4月に、有限責任監査法人トーマツ及びいわき信用組合より講師を迎え、資本金借入金の基礎と戦略的活用法やDD S取組事例発表等、会員組合担当者向けの「資本金借入金研修会」を開催しました。当信用組合はこれに2名が参加し、今後、DD S等お客様の事業規模、財務状況に応じた様々な手法による再生支援を検討するなど、被災地における事業再生支援に資する態勢の充実を図っております。

さらに、お取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等を提供しており、引き続き、お取引先の事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

④ その他の施策に関する指導

相双五城信用組合では、宮城県南部に避難されている方々への手厚いサポートが可能となることなどから、同地域へ営業エリアを拡大いたしました。

同地域におきましては、宮城県の新店舗第1号となる亘理支店(亘

理郡亘理町逢隈地区)を平成25年7月3日に開設致しました。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合(本店所在地:宮城県柴田郡大河原町)と、平成25年11月25日対等合併いたしました。この合併後、更に、被災地の地域金融機関として被災地域の復旧・復興、地域の皆様の生活向上に貢献し、地域にとってなくてはならない信用組合を目指します。

当会では、当該活動状況を含め、当信用組合が策定した各施策が継続的かつ積極的に実施されているかについて、上記の月次ヒアリングにより検証しております。

震災からの復興に向けた取組みについては、着実に取組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、指導・助言を行うとともに、合併手続きについてもサポートを進めてまいります。

(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう、上記の月次ヒアリングにより、取組状況を確認するとともに、時系列での債権管理を可能とする仕組みの構築や被災者への新たな金融支援の実施管理に向けた指導・助言を行っております。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期毎に実績報告を受けることとしており、平成26年9月末時点における被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行っております。

② 被災信用供与先への対応等に関する方策への指導

相双五城信用組合では、営業時間のほか平成24年5月まで夜間相談会、同年6月以降は月2回午前9時から午後5時まで、現在休止している3店舗を除いた11店舗にて、休日融資相談会を開催し、融資相談に応じております。こうした相談を通じて東日本大震災の被災者に対し、弁済自動振替を一時停止(平成26年11月末現在、事業性の約定弁済一時停止先は8先339百万円、住宅ローンの一時停止先は現在ありません)したほか、弁済条件の猶予等条件変更の取組みを行うなど、被災者の状況を踏まえた対応を行っております。

その結果、平成23年4月末の延滞発生先数1,330先98億円に対し、

平成 26 年 11 月末までに事業性資金と住宅資金において 445 先 112 億円の条件変更を実施し、併せて消費性ローンの条件変更等にも取組んだことから、延滞先数は 81 先 15 億円まで減少いたしました。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、条件変更等による取扱いの実施状況の把握を行うとともに、被災者の状況に応じて適時・適切な対応が図られているか確認を行っております。

被災信用供与先への対応等にかかる諸施策については、着実に取組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的に取られているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 二重ローン問題等への対応に向けた方策への指導

相双五城信用組合では、今般の震災及び原発事故の影響による二重ローン問題等への対応として、中小企業再生支援協議会等との連携、事業再生ファンド等の活用、私的整理ガイドラインに基づく債務整理等への相談などの取組みを進めております。

平成 26 年 12 月末までに、福島県産業復興相談センターへ当信用組合から 7 件の相談案件を持ち込み、そのうち 1 件については、福島産業復興機構において債権買取支援が実施されました。

また、お客様が直接及び他金融機関から 6 先の相談案件を持ち込んでおり、そのうち 3 先は福島産業復興機構、2 先は東日本大震災事業者再生支援機構において、債権買取支援を実施しました。

なお、当信用組合が東日本大震災事業者再生支援機構に持込んでいた 1 先については、同機構活用に向け協議しておりましたが、当信用組合が独自で支援を実施することとなりました。

当該債務者の支援については、福島県産業振興センターの協力を頂き経営改善計画書を作成し、その計画に基づき当信用組合で可能な限りの支援を実施する方針です。

今後につきましても、お客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう、継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。

また、個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、平成 26 年 12 月末時点で、弁済計画書に同意済 1 件となっております。弁済継続しております。

さらに、津波による被災地の買い上げ価格が決定している相馬市・新地町・南相馬市内において、土地買取りが始まっていることから、

対象先のリストを作成し、個別訪問により丁寧な説明を心掛けて周知を図っております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、こうした各施策についての取組みが、被災者の個別事情に応じ、適時・適切な対応が図られているかを確認し、今後の活用に向け、各機関とも連携を図っていくよう指導・助言いたしました。

また、当会仙台支店において「東日本大震災事業者再生支援機構」と管内信組との意見交換会を、平成 24 年度中に 3 回開催し、活用に向けた取組みを支援しております。

今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、上記の月次ヒアリングにより指導・助言を行ってまいります。

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理にかかる所管部署を信組支援部経営指導監理課とし、本部各部や相双五城信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携してモニタリングや指導・助言を行うこととしており、平成 24 年 2 月以降、平成 26 年 11 月末までに、計 35 回のヒアリングを実施しております。

なお、平成 26 年 7 月からは、1 名増員し、課長以下信組支援担当計 6 名体制としたほか、信用組合に対する A L M、リスク管理を含めた有価証券運用、収益力の強化におけるサポートについて、専門職員との更なる連携を図るため、当会理事長を本部長、専務理事を実施責任者とする「信組経営サポート企画本部」を同部内に設置し、更なる体制の充実と、経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

今後につきましても、各種ヒアリングの実施とともに、当信用組合から定期的に提出を受ける報告・資料の分析等を中心に、経営内容の把握、指導・助言を行ってまいりますとともに、分析手法の精緻化、他金融機関の成功事例の研究などを進め、引き続き経営指導の充実・強化に努めてまいります。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、相双五城信用組合より、平成 26 年 9 月末基準の経営強化計画履行状況報告について、平成 26 年 12 月に受領し、同報告を精査のうえ、進捗状況等の管理・分析を行いました。

当信用組合が経営強化計画に掲げた主要施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、相双五城信用組合から定期的(月次、半期)に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

ア. 月次モニタリング(有価証券リスク分析)

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しているほか、月末時点の評価損益を把握し、自己資本(健全性)に与える影響等について検証しております。

また、平成25年2月に当会資金運用部の職員を講師として有価証券ポートフォリオ分析勉強会を当信用組合にて開催いたしました。

さらに平成26年3月には「有価証券運用サポート会議」及び「バーゼルⅢフォローアップ説明会」を開催し、当信用組合もこれに参加しております。

現時点において問題は見受けられないものの、今後も必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

イ. 半期モニタリング(与信リスク管理)

平成26年9月末における大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証しており、そのなかで、被災債権の管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析(自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等)にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

なお、平成26年3月期決算にかかる資料については、今年7月

に提供しております。

② ヒアリング

経営強化計画の実施状況や被災債権の管理及び回収につきましては、経営指導監理課・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて経営指導監理課のコーディネーターのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取組みをサポートしております。

ヒアリングは、原則として毎月実施（平成26年11月末までに、計35回実施）し、相双五城信用組合の役員及び幹部職員とのヒアリングにより経営強化計画の各施策の実施状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

今後も施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、ヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

(3) 監査機構による検証・助言

当会は、相双五城信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施することとしており、平成26年5月に実施いたしました。

当監査において、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク等の検証を通じて、被災債務者への支援体制の充実や有価証券運用手段・方法等管理態勢強化等経営改善に向けた助言を行っております。

今後も対応状況の確認及び整備改善にかかるフォローを行ってまいります。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、相双五城信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施することとしております。

① 融資推進、債権管理にかかる情報提供

相双五城信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理にかかる取組事例を取りまとめ、上記の月次ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、当信用組合に情報提供しております。

② 事業再生支援へのサポート

上記の月次ヒアリングにより、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組状況の把握を行っているほか、事業再生・事業継続支援への取組強化を目的として、平成 25 年 4 月に「資本金借入金研修会」、平成 25 年 11 月に「認定支援機関向け経営支援実務研修会」、平成 26 年 9 月に「小規模事業者等の支援に係る情報交換会」を開催し、当信用組合もこれらの研修会等に参加するなど、被災地における創業・事業再生支援に資する態勢の充実を図っております。

なお、当信用組合は独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部の協力のもと、取引先企業を対象とした「知的資産経営と事業承継セミナー」（参加者 37 名）を平成 26 年 3 月に開催しております。

今後は、当信用組合からの相談に応じ、事業を再開されたお取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、近隣の信用組合とのお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

③ しんくみ리카バリの活用

相双五城信用組合の取引先の再生支援に向けての取組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」の活用を検討してまいります。

④ 人材育成にかかる指導・助言

当会では、上記の月次ヒアリングにより、人材育成にかかる取組状況の把握を行っているほか、被災者支援手法への理解度の向上や、お客様への提言内容の多様化・高度化を図るため「東日本大震災事業者再生支援機構」と当会仙台支店管内信組との意見交換会を開催するなど、被災債権管理手法の定着に努めております。

また、経営の多様化・高度化に対応した人材育成を目的として、平成 25 年 8 月に「中小企業庁による各種制度及び日本政策金融公庫との業務連携にかかる説明会」、平成 25 年 11 月に「認定支援機関向け経営支援事務研修会」、12 月に「自己資本比率規制に係る説明会」、平成 26 年 5 月に「不祥事件等に係る事例説明」、9 月に「小規模事業者等の支援に係る情報交換会」を開催し、認定支援機関として地域経済の活性化及び中小企業・小規模事業者の経営支援に資するべく取組んでおり、人材育成にかかる指導・助言に努めております。

今後も、課題・問題点を把握し、必要に応じて指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の開催・斡旋など、当信用組合の要請に応じて必要なサポートを行ってまいります。

⑤ 低利貸付の実施

当会では、被災地の信用組合の支援のために、平成23年6月から日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取扱いを行っており、平成26年度につきましては8月に実行いたしました。

今後も、当該貸付の実施を通して、相双五城信用組合が被災されたお客様への積極的な貸出に応じられるよう、サポートしてまいります。

⑥ 当会子会社の保証付低利ローンの提供

相双五城信用組合の取引先支援に向けた取組みをサポートする観点から、当会子会社である全国しんくみ保証㈱が保証する被災者向け低利ローン「東日本大震災復旧ローン」を、当信用組合を通じて提供しており、平成26年11月末現在40件66百万円の取扱実績となっております。

⑦ 当会代理貸付による各種対応

ア. 遅延利息の免除や弁済方法の変更

相双五城信用組合の被災された取引先に対する金融面での支援をサポートする観点から、取引先が当信用組合を通じて利用している代理貸付について、遅延利息を免除する取扱いを、震災翌日から平成24年3月まで実施いたしました。

今後も、弁済方法変更の申し出について、期間延長や元本返済猶予等を含めて柔軟に対応してまいります。

イ. 特別代理貸付

相双五城信用組合の被災された取引先に対する積極的な融資推進をサポートする観点から、当会では、通常より低い金利を適用した、「災害復旧資金特別代理貸付」（事業性資金・住宅資金）を平成25年4月まで実施いたしました。

以上